

(令和5年5月29日制定)

高梁市高性能林業機械等整備事業補助金交付要綱(内規)

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の林業の持続的な発展、森林の有する多面的機能の発揮を目的として、高性能林業機械の導入による森林施業等の効率化と労働力の軽減を図るため、高性能林業機械を購入した者に対し、予算の範囲内において高梁市高性能林業機械等整備事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては高梁市補助金交付規則(平成16年高梁市規則第45号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、市内に住所又は事業所を置く者とし、高梁市物品調達等入札参加有資格者のうち、樹木剪定・伐採又は造林業務への登録業者とする。

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、別表に掲げる高性能林業機械の購入に必要な経費とし、中古機械についても対象とする。

- 2 対象となる経費は、当該機械を取り扱う販売店からの購入費用とし、運送費などの経費は除く。
- 3 補助金の額は、前2項による経費の合計額に3分の1を乗じた額以内とし、同一の者への補助金交付は年度に関わらず通算し、500万円を限度とする。
- 4 補助対象となる当該機械については、他の補助金と重複利用はできないものとする。
- 5 補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、当該年度の1月末日までに高梁市高性能林業機械整備事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 見積書の写し
- (2) 購入しようとする高性能林業機械が分かる書類
- (3) 購入しようとする高性能林業機械のアワーマーターが確認できる書類
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付決定を行い補助金交付決定通知書(様式第2号)より申請者に通知するものとする。

- 2 購入しようとする高性能林業機械等の見積書の価格が、市場価格等を勘案し著しく妥当性を欠くと判断した場合は、第3条第3項により補助金交付額を対象経

費の3分の1以内で調整又は申請を却下する。

(実績報告)

第6条 前条により交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業が完了したときは高梁市高性能林業機械等整備事業実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 支払が確認できる書類
- (2) 売買契約書の写し
- (3) 購入した高性能林業機械の写真（製造番号等があるものは確認できるもの）
- (4) その他市長が特に必要と認める書類

(補助金額の額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金の額を確定し、高梁市高性能林業機械等整備事業補助金交付額の確定通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第8条 前条の規定により通知を受けた交付決定者（以下「補助事業者」という。）は、速やかに請求書を市長に提出するものとし、市長はこれに基づき速やかに補助金を交付するものとする。

(返還命令等)

第9条 市長は、補助事業者が補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は規則若しくはこの要綱に違反し、当該交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金を返還させることができる。

(取得財産の管理)

第10条 補助事業者は、当該事業において取得した高性能林業機械等（以下「取得財産」という。）について、善良な管理者の注意をもって管理をするとともに、その効果的な運用を図らなければならない。

2 市長は、補助事業者に対し取得財産の管理状況及び使用状況を調査し、確認することができるものとし、補助事業者はこれに協力するものとする。

(取得財産の処分制限)

第11条 補助事業者は、当該事業により取得した財産について、事業完了後5年間は補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認を行うにあつては、補助金の一部又は全部を返還させることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年5月29日から施行し、令和5年4月1日より適用する。
(失効)
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限りその効力を失う。ただし、補助事業者に係る第10条及び第11条の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。

別表（第3条関係）

整理番号	高性能林業機械の種類	説明
1 ※	フェラーパンチャ (伐倒・集積)	立木を伐採（フェリング）し、切った木をそのまま掴んで集材に便利な場所へ集積（パンチング）する自走式機械。チェーンソーに代わり最も危険な伐倒作業を担う。
2 ※	ハーベスタ (伐倒・枝払い・玉切り・集積)	従来チェーンソーで行っていた立木の伐倒、枝払い、玉切りの各作業と玉切りした材の集積作業を一貫して行う自走式機械
3 ※	プロセッサ (枝払い・玉切り)	林道や土場などで、全木集材されてきた材の枝払い、測尺、玉切りを連続して行う自走式機械
4	スキッド (集材)	丸太の一端を吊り上げて土場まで地引集材する集材専用の自走式機械。主として伐開された林地内で使用される。
5	フォワーダ (集材)	玉切りした短幹材をグラップルクレーンで荷台に積んで運ぶ集材専用の自走式機械
6	タワーヤード (集材)	簡便に架線集材できる人工支柱を装備した移動可能な集材機。急傾斜地での作業に向いている。
7 ※	スイングヤード (集材)	主索を用いない簡易索張方式に対応し、かつ、作業中に旋回可能なブームを装備する集材機。建設用ベースマシンに集材用ウインチを搭載し、アームをタワーとして使用する。
8 ※	グラップル (集積)	油圧ショベルのバケットに代えてグラップルローダを装備した自走式機械
整理番号に※があるものはアタッチメントのみの購入も可		

様式第 1 号（第 4 条関係）

高粱市高性能林業機械等整備事業補助金交付申請書

年 月 日

高粱市長 様

申請者 住 所

氏 名

連絡先

年度において、高粱市高性能林業機械等整備事業補助金の交付を受けた
いので、高粱市高性能林業機械等整備事業補助金交付要綱第 4 条の規定により関係
書類を添えて申請します。

記

1 購入機械の種類 _____（整理番号 _____）

2 購入機械の状態 新 品 ・ 中 古（どちらかを囲む）

3 整備事業費（購入費） _____ 円（税込）

4 補助金交付申請額 _____ 円

5 購入予定年月 _____年_____月

- 6 添付書類
- ・ 見積書の写し
 - ・ 購入しようとする高性能林業機械が分かる書類
 - ・ 購入しようとする高性能林業機械のアワーメーターが確認できる書類
 - ・ その他市長が必要と認める書類

高梁市高性能林業機械等整備事業補助金交付決定通知書

様

高梁市長

年 月 日付けで交付申請のあった、 年度高梁市高性能林業機械等整備事業補助金について、高梁市高性能林業機械等整備事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

1 事業名

2 補助金交付決定額 円

3 交付条件等

- (1) 補助事業内容の変更又は事業を中止する場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 申請年度内に事業を完了すること。
- (3) 事業完了後、少なくとも5年間は取得財産について善良な管理を行うこと。
- (4) 市長が補助事業完了後の管理状況又は使用状況を調査、確認を行ったときは、速やかに協力、報告すること。

様式第3号（第6条関係）

高梁市高性能林業機械等整備事業実績報告書

年 月 日

高梁市長 様

交付決定者 住 所
氏 名

年 月 日付け、第 号で交付決定通知のあった
年度高梁市高性能林業機械等整備事業を実施したので、高梁市高性能林業機械等整
備事業補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて報告します。

- 1 事業名
- 2 整備事業費（購入費） _____ 円（税込）
- 3 添付書類
 - (1) 支払いが確認できる書類
 - (2) 売買契約書の写し
 - (3) 購入した高性能林業機械の写真（製造番号等含む）

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

高梁市高性能林業機械等整備事業補助金交付額の確定通知書

様

高梁市長

年 月 日付けで実績報告のあった、 年度高梁市高性能林業機械等整備事業補助金について、高梁市高性能林業機械等整備事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

1 事業名

2 補助金交付確定額

円